

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで
昭和36年4月以降、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料200円を近所の集金人に自宅か勤務先のクリーニング店で納付していた。
また、申立期間当時、夫婦で勤務していたクリーニング店の店主も一緒に国民年金保険料を納付していた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し、申立人の妻も、申立期間を除き、保険料をおおむね納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年12月に夫婦連番で払い出されている上、国民年金保険料の納付日が確認できる申立期間直後の38年4月から48年3月までの期間に係る申立人の保険料の納付日はおおむね申立人の妻と同日であることが確認でき、申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入し、基本的に保険料を一緒に納付してきたものと推認され、申立人の主張と一致するとともに、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の生活状況や住所に変更は認められないことから、申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区では、集金人により国民年金保険料の集金が行われていたことが確認でき、また、申立人夫婦と一緒に保険料を納付していたとする勤務先の店主夫婦も申立期間の保険料を納付している上、申立人夫婦が毎月納付していたとする保険料の金額も当時の保険料月額と一致しているなど、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで
昭和36年4月以降、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料200円を近所の集金人に自宅か勤務先のクリーニング店で、夫が納付していた。
また、申立期間当時、夫婦で勤務していたクリーニング店の店主も一緒に国民年金保険料を納付していた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付し、申立人の夫も、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年12月に夫婦連番で払い出されている上、国民年金保険料の納付日が確認できる申立期間直後の38年4月から48年3月までの期間に係る申立人の保険料の納付日はおおむね申立人の夫と同日であることが確認でき、申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入し、基本的に保険料を一緒に納付してきたものと推認され、申立人の主張と一致するとともに、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の生活状況や住所に変更は認められないことから、申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区では、集金人により国民年金保険料の集金が行われていたことが確認でき、また、申立人夫婦と一緒に保険料納付していたとする勤務先の店主夫婦も申立期間の保険料を納付している上、申立人夫婦が毎月納付していたとする保険料の金額も当時の保険料月額と一致しているなど、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年12月から51年3月まで
昭和50年12月ころに、姉に勧められて国民年金に加入するために市役所へ出向いた際、市の職員から定額保険料と併せて付加保険料も納付できると言われたので、付加保険料も納付することにした。
申立期間に係る保険料の領収書は無いが、国民年金に加入した時から付加保険料を納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料（定額保険料）をすべて納付しており、申立期間直後の昭和51年4月から61年3月までの期間は、付加保険料も併せて納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人が国民年金に任意加入した日と付加保険料を納付する旨の申出をした日はいずれも昭和50年12月22日と記載されており、国民年金への任意加入と同時に付加保険料も併せて納付したとする申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人が居住する市では、付加保険料を納付する者に対しては、定額保険料と付加保険料の合計額を納付額とした納付書を発行しており、申立期間に係る定額保険料は同市において納付されていたことが確認できることから、申立人が申立期間について定額保険料のみを納付し、付加保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から49年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から49年4月まで
昭和45年3月に結婚し、同年5月に夫に勧められ国民年金に加入した。保険料は、当時住んでいた社宅に集金に来てもらい、納付する都度、領収証をもらっていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金の加入手続に関して記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年5月以降に払い出され、同年月に国民年金手帳が発行されており、申立人はこのころに国民年金に任意加入したと推認されるが、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「当時住んでいた社宅内の別の家にも、同じ集金人が集金していた。」と述べているが、申立期間当時、当該社宅の住人の中に国民年金に加入していた者は確認できず、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 1 日から平成 2 年 12 月まで
A 事業所に勤務していたときの厚生年金保険の加入記録をみると、昭和 59 年 9 月 21 日に被保険者資格を取得し、60 年 6 月 1 日に同資格を喪失しているが、平成 2 年 12 月まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に保安員として勤務していたことは、当時同事業所に勤務していた同僚の証言から推認できる。

しかしながら、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していたとするA事業所の事務員及び元社員は、「申立人は月 20 日以上勤務していた時は厚生年金保険に加入していたが、途中から勤務日数が 15 日から 20 日程度に減ったので、アルバイト扱いとなったのではないか。」と証言している上、社会保険庁の記録から、申立人が 60 歳に到達した 3 か月後の昭和 60 年 5 月 30 日に老齢通算年金の裁定を受けていることが確認でき、申立人は同年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立期間において、同保険に加入していなかった可能性がうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健保記号番号順索引簿によると、申立期間における申立人の加入記録は無く、申立期間の前後の期間において健康保険被保険者番号の欠番も無い上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の健康保険被保険者証が昭和 60 年 7 月 26 日に返納されていることが確認できる。

さらに、A事業所は既に全喪しており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していた事実を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 12 月 1 日まで
平成 7 年 10 月 1 日から 11 年 6 月 21 日まで、継続して A 事業所に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A 事業所に勤務していたことは、雇用保険の記録及び同事業所に勤務していた従業員の証言から推認できる。

しかしながら、申立人は、A 事業所が保管する平成 9 年 2 月 28 日に作成された社会保険料控除額明細表から、申立人が 8 年 12 月 1 日にさかのぼって厚生年金保険被保険者資格を取得しているとともに、申立人が提出した預金通帳の写しから、8 年 12 月、9 年 1 月及び同年 2 月分の保険料が同年 3 月の給与から控除されていることが確認できる。

また、A 事業所の社会保険関係事務の申立期間当時の担当者は、「平成 7 年 10 月に申立人を含む 4 人を採用し、申立人以外の 3 人については厚生年金保険に加入させたが、申立人については、本人の申出により厚生年金保険の加入手続をしなかった。」と証言しているところ、申立人と一緒に採用された 3 人については、平成 7 年 10 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人については、申立期間に係る記録が無い上、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い上、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶が明確ではない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料や周辺事

情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月16日から24年4月1日まで
申立期間において駐留軍の船舶に船員として乗船していた。

給与明細書等はないが、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において駐留軍の船舶に船員として乗船していたことは、申立人が提出した船員手帳の写しから確認できるが、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料はない上、申立人が当時同じ船舶に乗船していたとする船長及び同僚についても申立期間に係る船員保険の加入記録はない。

また、外国船舶に配乗される船員については、昭和24年7月27日から船員保険が適用されており、駐留軍の船舶に乗船していた申立人は、申立期間において船員保険の適用がなかったものと認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。